

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宇陀土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年二月二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 宇陀郡御杖村及び曾爾村
- 三 測量の期間 令和二年十二月二十八日から令和三年三月二十六日まで